平成２３年（フ）第４号
岐阜県可児市兼山404番地１　リバーサイド壱番館２Ｃ
債務者　渡邉　文男
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第１号
岐阜県下呂市萩原町上村513番地10
債務者　細江　哲男
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
愛知県瀬戸市上松山町１丁目48番地
債務者　加藤　昌已
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１３号
三重県鈴鹿市道伯２丁目11番10号　メゾン大久保203号
債務者　藤田キワコこと　ＭＵＲＡＴＡ　ＱＵＩＵＡＣＯ　ＦＵＪＩＴＡ
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３１４号
三重県鈴鹿市道伯２丁目11番10号　メゾン大久保203号
債務者　村田　　晃
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５４号
三重県鈴鹿市白子４丁目21番32号　タウニーＳＡＫＡ－Ｂ202
債務者　橋野　加洋
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３６４号
三重県津市久居野村町773番地　サンガーデンＣ－101、前住所三重県津市白山町八対野463番地３
債務者　福岡　悟志
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３８１号
愛知県海部郡大治町大字西條字附田58－１、申立時の住所三重県鈴鹿市算所町414番地の４
債務者　安次富照敏
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４５号
三重県名張市梅が丘北４番町65番地
債務者　守岡　　泉
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第１２２９号
神戸市兵庫区西多聞通１丁目３番19号徳久マンション302号
債務者　西田美智子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６６８号
神戸市兵庫区湊山町26番２号
債務者　金子伊智こと　文　　松子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５号
神戸市兵庫区湊町２丁目４番24－402号
債務者　宇津原　学
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６号
神戸市中央区東川崎町５丁目１番１－410号、住民票上の住所神戸市兵庫区西出町１丁目19番１－1409号
債務者　藤井　竜也
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３号
神戸市中央区筒井町３丁目１番29号シティ春日野203号
債務者　宮松眞佐美
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４号
神戸市中央区筒井町３丁目１番29号シティ春日野203号
債務者　宮松　真弓
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６号
神戸市長田区本庄町７丁目２番８－305号
債務者　仁野　直樹（旧姓沼井）
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２号
兵庫県伊丹市口酒井１丁目４番52号
債務者　北村　直美
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部